

# 三条市すまい快適断熱リフォーム補助金

近年、厳しさを増す猛暑や寒波などを受け、より快適に暮らせる住環境の整備を目的として、既存住宅の断熱性能向上に効果的なリフォーム並びにそれに併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム工事を行う費用の一部を補助します。

対象となる住宅	市内に所在し、自身が所有する一戸建て住宅 (店舗、事務所等の住宅以外の部分がある場合は、住宅部分のみが対象)
補助を受けられる方	・市内に住所を有し、対象となる住宅に居住している方 ・納期限が到来した市税等を完納している方
対象となる工事	基本工事+その他工事(詳しくは下の図を確認ください) ※市内業者(支店、営業所含む)が施工する場合に限り ※原則、国等の他の補助金との併用はできません。 (補助対象が同一にならないければ補助対象になる場合がありますので、ご相談ください。)



## 基本工事 ※次のいずれか一つ以上必須

### (1)断熱材設置工事

外気に面した外壁、屋根、天井又は床に熱伝導率が $0.052\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})$ 以下のノンフロン製品である断熱材を設置する工事

### (2)複層ガラス取替工事

外気に面した既存窓のガラスを熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の複層ガラスに交換する工事

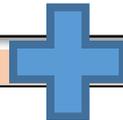
### (3)内窓設置工事

外気に面した既存窓の室内側に内窓(樹脂サッシ、アルミサッシのほか、市長が認める内窓に限る。)を設置する工事

### (4)開口部取替工事

外気に面した既存窓、玄関ドアを熱貫流率が $4.65\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下の断熱性の高い窓、玄関ドアに交換する工事

※(1)から(4)の工事を行うために必要な工事も対象となります



## その他工事(任意工事)

基本工事と併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム

例：・部屋の間取り変更工事

・外壁塗装工事 など

※外構工事は対象外となります

## 補助額

補助対象となる工事費の1/10

上限：10万円

※その他工事の補助対象工事費は基本工事費以下となります

## ～申請の流れ～

工事着手前に申請が必要です！

### 交付申請

以下書類を建築課まで提出してください

提出書類：三条市すまい快適断熱リフォーム補助金交付申請書

工事見積書の写し

補助対象工事の要件に適合することが確認できる書類（カタログ等）

市長が必要と認める書類



### 交付決定通知

※交付決定後に工事を中止する場合は、『中止届』を提出してください



### 工事着手

※交付決定後に申請内容を変更する場合は『変更申請書』を提出してください

### 実績報告

工事が完了したら以下書類を建築課まで提出してください

提出書類：三条市すまい快適断熱リフォーム補助金実績報告書

工事に係る領収書の写し

工事箇所の着手前、後の写真

市長が必要と認める書類



### 確定通知



### 指定口座へ振込

#### 申請受付窓口・問い合わせ先

三条市建設部建築課審査指導係

新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階

電話：0256-34-5727

HP:<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>

メールアドレス：kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp